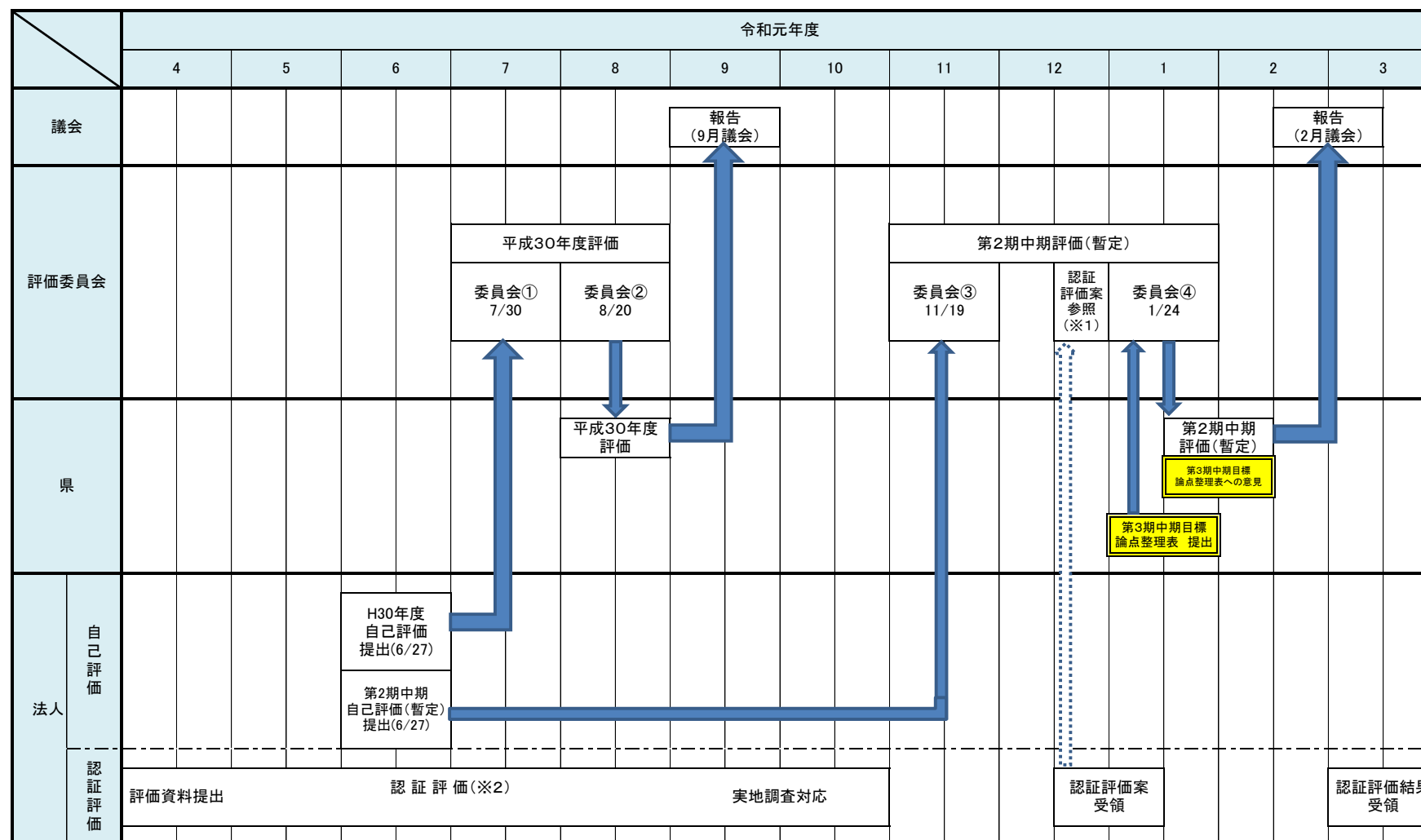


令和元年度 評価委員会スケジュール



※1 地方独立行政法人法により、暫定評価を行うに当たっては、認定評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされているもの。
(地方独立行政法人法第79条)

※2 認定評価:学校教育法により、教育研究等の総合的な状況に関し、7年以内ごとに文部科学大臣が認定する評価機関(認定評価機関)の実施する評価を受けることが義務付けられているもの。
(学校教育法第109条第2項)

令和2年度 評価委員会スケジュール

R1.11.19

